



地域を支える農業を応援します

中山間地域等 直接支払交付金



第6期対策
(令和7年度～令和11年度)



令和8年4月

 徳島県



はじめに

中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度にスタートしました。平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

徳島県内では約400集落が本交付金を活用しており、年間約3億円が集落の農業生産活動等のために交付されています。また、第5期対策（令和2年度～令和6年度）においては、約316haの農用地の減少が未然に防止されました。

急峻な傾斜地に広がる美しい棚田や段々畑等の農地は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった、県民全体に恩恵をもたらす重要な役割を果たしています。このような取組の重要性にかんがみ、本制度では、国・県・市町村が一体となって支援を行っています。

3つのポイント

令和7年度から始まった第6期対策では、将来に向けた農業生産活動の継続を支援するため、以下の見直しが行われました。

1. 「地域計画」との調和による対象農地の明確化

将来の農地利用を明確化する「地域計画」との調和を図るため、交付対象農用地は、農振農用地区域内および地域計画区域内の農用地となります。

2. 将来に向けた共同取組活動の体制づくり

複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画を推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とします。

3. 「ネットワーク化加算」および「スマート農業加算」の新設

将来にわたる持続的な活動体制を支援する「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化・効率化に向けた意欲的な取組を支援する「スマート農業加算」を新設します。

徳島の農地を、次世代へつなぐために。

多くの地域で中山間地域等直接支払交付金を活用した取組が続けられており、「自分たちの代で地域の存続をあきらめない」という思いが、各地の活動を支えています。県や市町村が全力でサポートしますので、この交付金を味方につけて、皆さまが守り続けてきた大切な農地と活気ある暮らしを、次世代へと繋いでいきませんか。

目次

中山間地域等直接支払交付金とは	2
交付を受けられる活動(集落協定)	4
ネットワーク化活動計画の作成について	5
交付を受けられる活動(個別協定)	7
交付金の加算措置について	8
もしも活動を休止したい場合は	11
県内工夫事例	13
活動継続のための点検チェックリスト	17
手続きの流れとお問い合わせ先	18



中山間地域等直接支払交付金とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、農用地の面積に応じて一定額が交付されます。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

(1) の対象地域において、(2) の基準を満たす農用地が対象です。

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「棚田地域振興法」等によって指定された地域
- ② ①に地理的に接する農用地
- ③ 農林統計上の中山間地域（旧市町村）

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15 度以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100 以上1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8 度以上 15 度未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ 「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地

注 1) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内及び

地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）に存する一団の農用地が対象

注 2) ②、④及び⑥の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものが対象

2. 対象者

集落等を単位とする以下の協定を締結し、5 年間農業生産活動等を継続する農業者等が対象者となります。

集落協定

対象農用地において農業生産活動等を行う 2 人以上の農業者等が締結する協定

個別協定

認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定

3. 交付単価

地目	区分	交付単価 (円 / 10a)
田	急傾斜 (1/20 以上)	21,000
	緩傾斜 (1/100 以上)	8,000
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500
草地	急傾斜 (15° 以上)	10,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,000
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜 (15° 以上)	1,000
	緩傾斜 (8° 以上)	300

注1) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

注2) 交付単価は上限単価です。

注3) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

■交付金額のモデルケース

1,000aの農地 [10a (1/50の田) + 970a (20°の畑) + 20a (10°の畑)]

※体制整備単価の場合

●交付金

①基礎となる交付金	緩傾斜の田 (1/100以上)	10a × 8,000円 =	8,000円
	急傾斜の畑 (15°以上)	970a × 11,500円 =	1,115,500円
	緩傾斜の畑 (8°以上)	20a × 3,500円 =	7,000円
②加算措置 (→ P.8)	超急傾斜農地保全管理加算	970a × 6,000円 =	582,000円

→ 年額約171万円

●交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い使途（個人配分、共同活動費、事務・運営費、機械・施設費等）に活用できます。

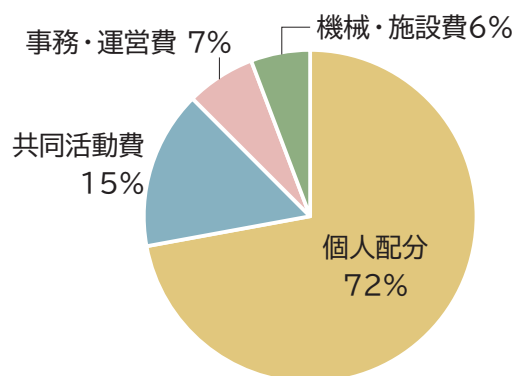


鳥獣ネット点検



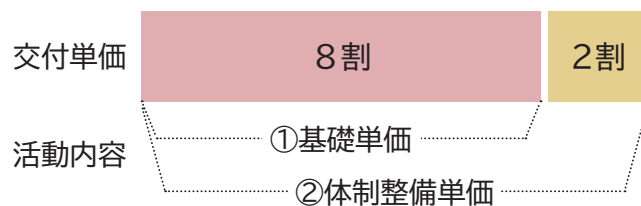
ドローン

[交付金 (171万円) の使途例]



交付を受けられる活動（集落協定）

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」には交付単価の8割（基礎単価）、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割（体制整備単価）が交付されます。



① 農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

活動分類	活動内容	活動例
農業生産活動（必須活動） ※A・Bも両方実施	A:耕作放棄の防止等の活動	担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止
	B:水路・農道等の管理活動	泥上げ、草刈り
多面的機能を増進する活動（選択的必須活動） ※C・D・Eのいずれか1つを実施	C:国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理
	D:保健休養機能を高める取組	景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度
	E:自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保

② ①に加えて体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

第6期対策から ネットワーク化活動計画の作成	ネットワーク化活動計画（→P.5）は、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。
---	--

中山間地域等直接支払制度 留意点

協定参加者の合意と活動

- 本交付金は、協定参加者の合意により締結された協定に基づくものです。用途を含む活動実績を報告し、運営の透明化を図りましょう。
- 活動内容が適切でない場合、交付金の返還となることもあります。活動内容や協定農用地の範囲を、参加者間で確認しましょう。

事務の分担や外注

- 事務作業が特定の人に集中していないか、報酬が適正な水準か等を点検・確認しましょう。
- 担い手が不足する場合は、協定間のネットワーク化による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化も検討しましょう。

書類の作成と管理

- 適正な経理を証明するため、金銭出納簿、領収書、活動記録、加算措置の取組資料等の証拠書類を作成し、日付順に整理する等日頃から適切に管理しましょう。

集落協定の変更手続

- 協定内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行いましょう。
- 手続きの要否が不明な場合は、市町村にご相談ください。

ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間での①ネットワーク化(活動の連携)や②統合、③多様な組織等の参画に向けた計画です。

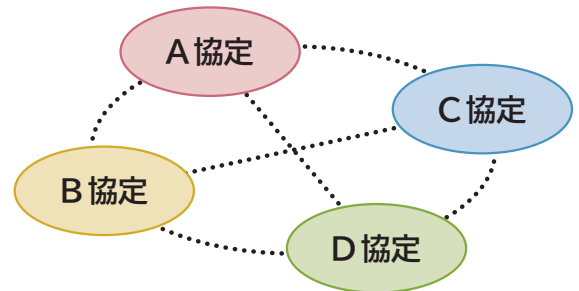
1. ネットワーク化

「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいいます。

留意点

- 「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成している必要があります。
- ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことが基本ですが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合等、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可能です。

ネットワーク化



ネットワーク化した協定の活動例

事務の一元化

共同事務局を設置し、各協定が行う事務(実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等)を一括して行います。

草刈り等作業の共同化

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施します。

機械・施設の利用の共同化

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図ります。

農作業の共同化

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業等を請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築します。

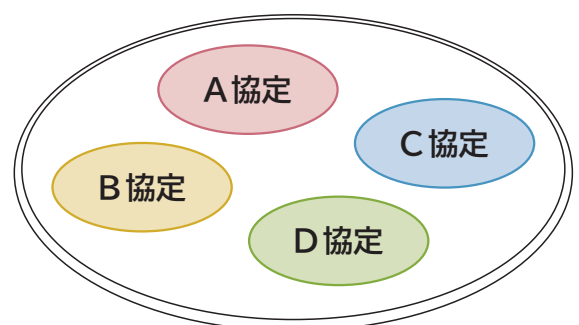
2. 統合

「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいいます。

留意点

- 「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっている必要があります。
- 統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことが基本ですが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合等、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可能です。

広域協定



ネットワーク化活動計画の作成について②

3. 多様な組織等の参画

「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいいます。

留意点

- 参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶ必要があります。
- 計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画している必要があります。



集落の困りごとから連携相手を探そう！

※下記の連携メニューはあくまで一例です。

人手不足を解消したい

誰と？	何をする？
自治会	農道の草刈り・水路掃除の協力
多面的機能支払活動組織	
土地改良区	水路の共同管理
企業	鳥獣害対策
	農作業の手伝い (CSR)

事務作業を楽しみたい

誰と？	何をする？
非農業者	経理に詳しい住民への事務委託
多面的機能支払活動組織	活動の事務作業を共同実施

地域の魅力を発信したい

誰と？	何をする？
地域おこし協力隊	地域ブランドの開発・販売
企業	
NPO	PR動画の作成・SNS発信

地域の活性化に繋がりたい

誰と？	何をする？
学校	田植え・収穫の体験受入 景観作物の植え付け
子ども会	
障がい者施設	農福連携による農作業の参加

ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

- STEP 1** 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け
体制整備単価の適用開始
- STEP 2** 協定参加者で話合う
ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い
- STEP 3** ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出
ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化
- STEP 4** 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

※STEP1を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までにSTEP3まで達成されなかった場合、交付金(単価の2割分)を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

交付を受けられる活動（個別協定）

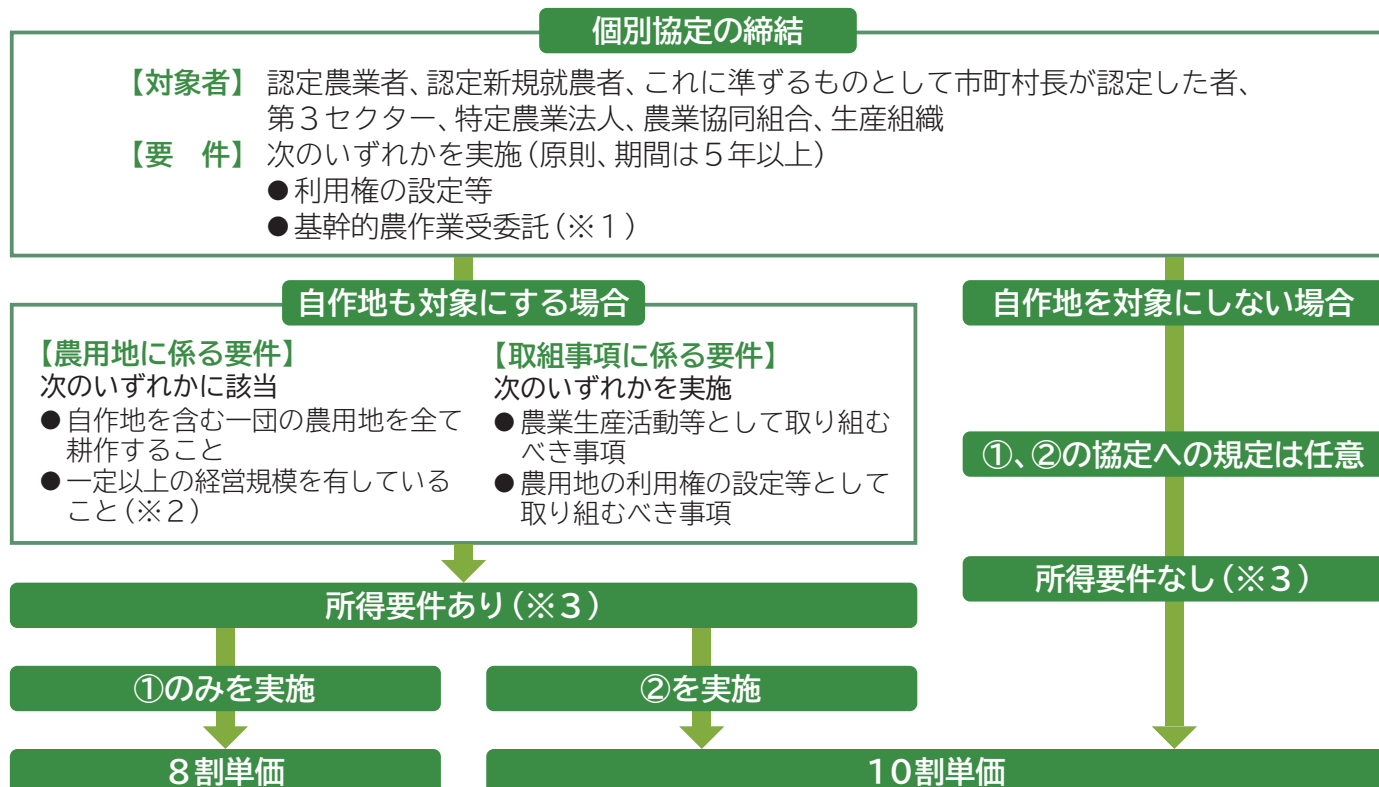
個別協定については、自作地を対象とする場合は、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、②の「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を行う場合は交付単価の10割が交付されます。自作地を対象としない場合は、交付単価の10割が交付されます（①、②の取組は任意）。

① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

活動分類	活動内容	活動例
農業生産活動 （必須活動） ※A・Bも両方実施	A:耕作放棄の防止等の活動	担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止
	B:水路・農道等の管理活動	泥上げ、草刈り
多面的機能を増進する活動 （選択的必須活動） ※C・D・Eのいずれか1つを実施	C:国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理
	D:保健休養機能を高める取組	景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度
	E:自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保

② 農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項：体制整備単価（単価の10割を交付）

令和11年度までに利用権の設定又は基幹的農作業受託面積の合計を、「協定認定時における協定農用地面積の10%」又は「0.5ha」のうちいずれか多い方の面積以上増加させることが要件となります。



※1 同一生産工程における基幹的農作業のうち田の場合は3種類以上、畑の場合は2種類以上、草地の場合は1種類以上の作業受委託

※2 徳島県にあっては3ha以上の経営の規模を有している場合。経営の規模とは、対象農用地に存する農用地面積をいい、自作地、借入地及び受託地の合計面積で判定

※3 農業従事者一人当たりの農業所得が徳島市の勤労者一人当たりの平均所得（直近3カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の徳島市の年平均勤労者所得）を上回らないこと

交付金の加算措置について①

4,7ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。



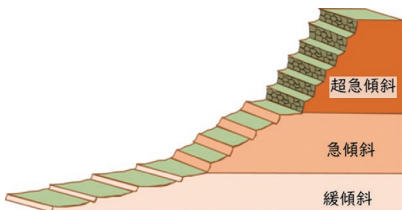
① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に交付金が加算されます。

対象協定	体制整備単価の集落協定のみ	
対象農地	認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地 ※ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。	
単価	10,000円/10a(急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上) 14,000円/10a(超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上)	
上限額	なし	
取組期間	1～5年	
目標設定	ア「棚田等の保全に関する目標」 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」 ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動(地域の実情に応じたもの)、集落機能強化(人材の確保を含む)及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。	
目標設定例	ア:棚田の保全活動に取り組む人数を延べ〇人増加させる。 イ:花木の植付けによる景観形成等の多面的機能の取組を年〇回実施する。 ウ:農産物のブランド化や6次化に〇件取り組み、直売所等での販売を行う。	
対象活動の例	 <p>←棚田オーナー制度による棚田地域振興活動</p>	 <p>←石積み保全活動</p>

② 超急傾斜農地保管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に交付金が加算されます。

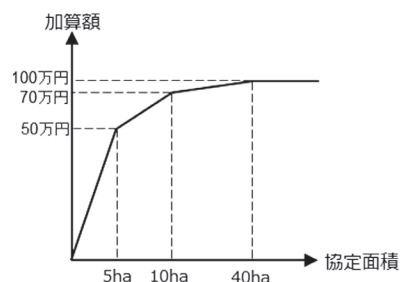
対象協定	集落協定、個別協定	 <p>超急傾斜農地(田)</p>  <p>超急傾斜農地(畑)</p>
対象農地	田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地	
単価	6,000円/10a(田、畑)	
上限額	なし	
取組期間	1～5年	
目標設定	ア「超急傾斜農地の保全」 イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」	
目標設定例	ア:当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。 イ:HPやSNS等で農地景観を年〇回以上発信し、地域の認知度向上と農産物PRを図る。	

③ ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に交付金が加算されます。

対象協定	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地	①又は②の集落協定農用地 ① 20ha以上のネットワーク化(協議会等を設置する場合に限る)又は20ha以上の統合を行った協定 ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定(同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る)
単価	10,000円/10a(～5ha部分) 4,000円/10a(5～10ha部分) 1,000円/10a(10～40ha部分) ※地目にかかわらず
上限額	100万円/年度 ※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定
取組期間	1～5年
目標設定	定量的な目標を1つ以上定める。
目標設定例	<ul style="list-style-type: none"> ● 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。 ● 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。 ● 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。 ● 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。 ● ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。 ● 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。
実施が必要な活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 主導的な役割を担う人材(地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者)の確保 ● 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組(担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化等)

協定面積と加算額のイメージ図



④ スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に交付金が加算されます。

対象協定	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地	集落協定農用地
単価	5,000円/10a ※地目にかかわらず
上限額	200万円/年度
取組期間	1～5年
目標設定	定量的な目標を1つ以上定める。
目標設定例	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる(農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる)。 ● リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる(リモコン式自走式草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる)。
対象活動の例	<ul style="list-style-type: none"> ● リモコン式自走草刈機による除草 ● ドローンによる播種・防除・農薬散布等



自走式草刈機の導入



ドローンによる防除作業

交付金の加算措置について②

⑤ 集落機能強化加算の経過措置

対象協定	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地	第5期対策(R2～R6)に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地 ※ネットワーク化加算との重複はできません
単価	3,000円/10a ※地目にかかわらず
上限額	200万円/年度
取組期間	1～5年
目標設定	定量的な目標を1つ以上定める。
目標設定例	<ul style="list-style-type: none">●○○の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。●集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。●NPO法人との連携体制を構築し、コミュニティサロンを開設する。
対象活動の例	<ul style="list-style-type: none">●新たな人材の確保(インターンシップ、営農ボランティア、農福連携等)●集落機能を強化する取組(地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携等)
留意点	<ul style="list-style-type: none">●集落機能を強化する取組は、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考に集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。●外部組織と連携する場合は、人的資源を補完し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築を目指してください。●経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年(令和9年度)を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

交付金の加算措置の留意点

- POINT 1** ● 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**
- POINT 2** ● 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する**定量的な目標を定めます。**
 - そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。(その他の加算措置についても国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を行います。)
 - 設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、交付金の返還が必要となります。
- POINT 3** ● 加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能**となります。
- POINT 4** ● 国の他の補助事業を利用して整備する機械等の自己負担分に、本交付金を充てることは**できません。**
- POINT 5** ● 本パンフレットに記載の加算措置は、**第6期対策期間中(令和7年度～令和11年度)に適用される**ものです。第6期対策での加算の適用は**令和11年度が期限**であることを踏まえて、**活動の計画を検討**するようお願いいたします。

もしも活動を休止したい場合は①

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。ただし、**協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害等のやむを得ない事由**がある場合には、この**交付金返還の義務が免除**されます。

交付金の返還が免除される場合

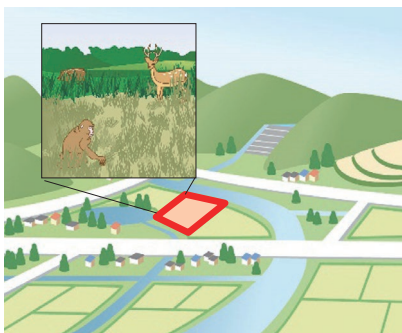
※当該年度以降の交付金の交付は行いません。

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人もしくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合(※1)
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合 等

※1) 災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

対象農用地について

- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における交付金の返還対象となる農用地は、「当該農用地」となります。



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



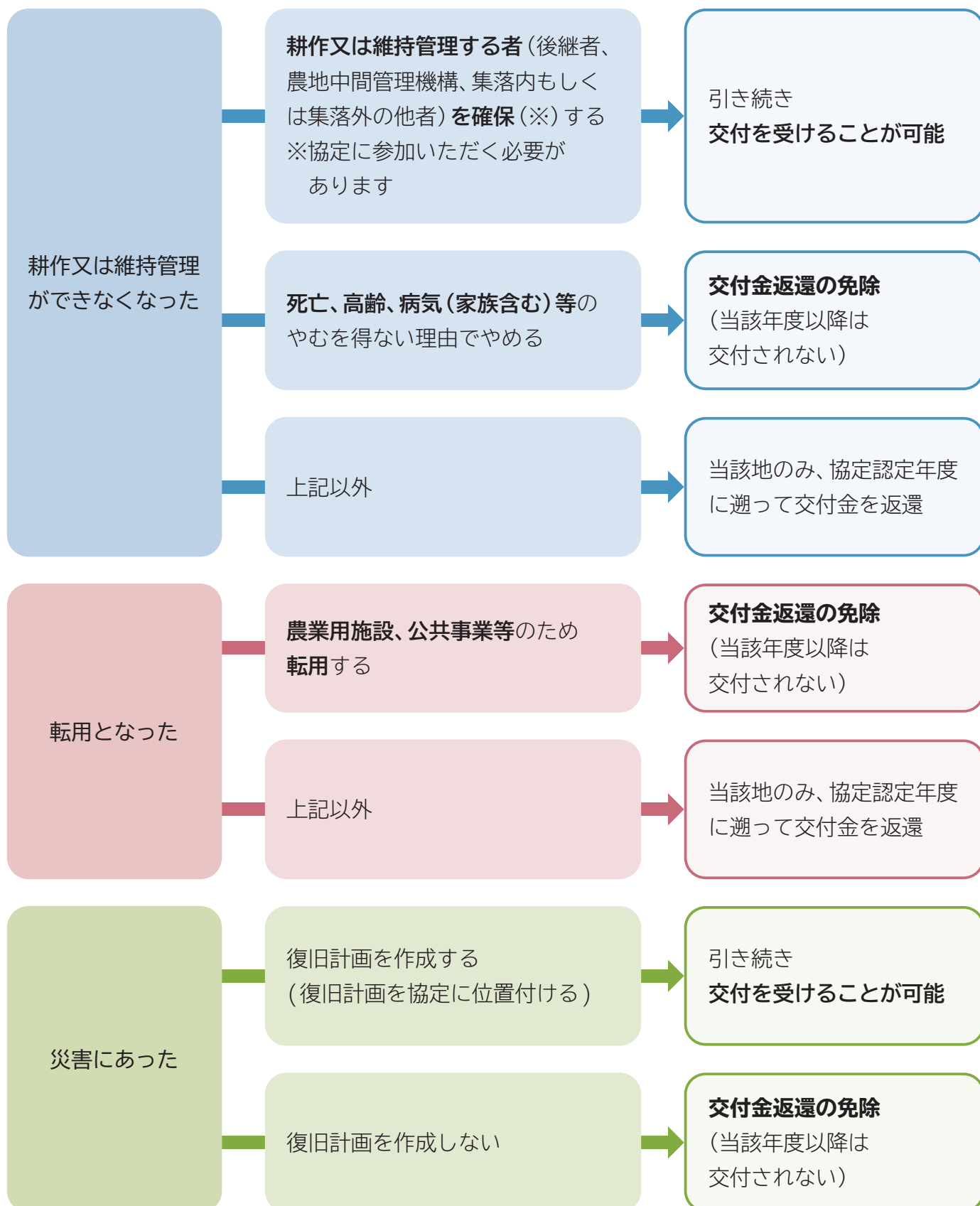
当該農用地のみ遡及返還

- なお、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分(8割)、体制整備分(2割)、加算分それぞれについて、協定農用地全体が交付金の返還対象となります。

もしも活動を休止したい場合は②

協定農用地で農業生産活動等が続けられなくなった場合の 交付金返還の有無の簡易チャート

※交付金返還の有無の判断は、市町村が行います。



県内工夫事例①

北原協定（阿波市）

次世代へ農業をつなぐ 集落協定間連携による農業ドローンの導入



みやもと まさはる
協定代表者：宮本 正治 氏

ポイント

Before（悩み）

5～10年先の農業継続が危ぶまれる中、次世代の負担を減らすための準備資金が不足していた。

Action（工夫点）

遠光集落との連携によってネットワーク化加算を活用し、資金を確保。農業ドローン購入の積立と作業協力体制を構築した。

After（成果・効果）

集落協定同士の寄合や情報交換が発生。桜の植栽や地元の祭りの案内等、若者や非農家等の協定外部の人材も巻き込んだコミュニティづくりにも繋がった。

Q：遠光集落と連携を始めた背景ときっかけを教えてください。

私たちが引退する5～10年後には、農業の後継ぎがいなくなってしまうことから、外へ働きに行っている次の世代が、休みの日にでも農業を続けられるよう、今のうちに「省力化」して負担軽減の下準備をしておく必要があります。しかし、これまでの交付金だけでは資金が足りませんでした。そんな時、協定内の隣の遠光集落から「一緒にやらないか」と声がけをもらったことが連携のきっかけとなり、ネットワーク化加算に取り組むことになりました。

Q：連携による具体的な取り組み内容を教えてください。

主に**農業ドローン購入に向けた資金の積立**です。高齢での防除作業は厳しく「ドローンがあったら続けていけないのではないか」という話になりました。1台250万円以上と高額ですが、両集落で積み立てれば買うことができると見込んでいます。また、「覚書」を作成し、「手が足りなくなった時に手伝いに行きますよ」というお互いの作業協力を約束しています。

Q：連携したことで、どのような成果がありましたか？

これまで他の集落協定と連携して何かをすることはなかなかありませんでしたが、**この連携を機に寄合の開催や、農機具に関する情報交換が生まれています**。さらに、ネットワーク化加算により確保した交付金で集落内に桜を植栽して景観向上につながったり、地元の祭りを広報し、地域活性化につながるきっかけを創り出したり、若い非農家を交えた集落のコミュニティづくりにも繋がっています。

Q：今後の展望についてお聞かせください。

5～10年後を見据えて活動していますが、依然として後継者不足が課題です。また、**ドローン等の農機具を購入した後の仕組みづくりもこれから**です。修理費やメンテナンス費が要るので、利用料や、操縦の研修の実施等、今後両集落で話し合っていく必要があります。それでも、今回進めた「省力化」の下準備があれば、次世代へ農業をつなぐきっかけになるかもしれません。**若者や非農家も交えながら、この美しい農地と集落のつながりを未来へ残すこと**を目指します。



取材時の様子



協定の役員会



協定の総会



除草作業

馬路協定（三好市）

非農家を動かす「将来への思い」 地域の財産を子や孫の世代へ



おにし やすひこ
協定代表者：大西 康彦 氏

ポイント

Before（悩み）

水路の維持管理や災害時の対応等のため、資金を確保する必要があった。

Action（工夫点）

地域の未来を守る「大義」を掲げ、祭りの場等で関係を築いた地元の非農家を組織に巻き込み、活動に取り組んだ。

After（成果・効果）

現在4名の非農家が草刈り等に参加。作業効率上がるだけでなく、作業後のお茶会を通じた交流で集落の雰囲気も向上した。

Q：非農家の方を巻き込もうと考えた背景を教えてください。

一番の理由は、資金確保のためです。基礎単価適用の場合、水路の修理や災害時の対応等、地域を維持管理していくためのお金が足りなくなってしまう。体制整備単価（10割）を確保し、集落全体で設備を維持する資金を残すために、**地域に住む非農家にも組織へ参画してもらう必要**がありました。

Q：実際にはどのようにして非農家の方を巻き込んだのでしょうか？

ポイントは「**大義**」です。ただ手伝ってほしいと言うのではなく、「自分の子どもや孫に、この地域の財産をどう残していくか」という「**将来への思い**」を**常に伝えています**。地域のお祭り等で若い人と普段から人間関係を作った上で、活動に加わってもらいました。作業を手伝ってくれた方には、作業のお礼として、美味しいお米をお渡ししています。押し付けではなく、**地域の未来を思う気持ちから入ることが大切**です。

Q：非農家の方が加わったことで、集落に変化はありましたか？

現在4名の非農家が草刈りや水路掃除に入っていますが、**若い人が加わったことで、作業が早いのはもちろん、集落の雰囲気がすごく良くなりました**。これまでにいなかった顔ぶれが揃うので、作業後にお茶を飲みながらワイワイ話をするのが楽しくて。こうした普段からのコミュニケーションが、次の協力を繋がっていくと実感しています。

Q：今後の展望についてお聞かせください。

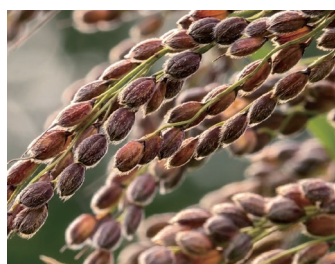
高齢により離農される方の中山間の田んぼを、地域で千人近くを集めるイベント「うまじマルシェ」の実行委員会と一緒に引き継ぎ、米作りをする計画を進めています。これまでもマルシェで馬路のお米を販売するとすぐに売り切れるほど人気でした。そこで、実行委員会と一緒に米を作り、マルシェで販売しようと考えています。**中山間内だけでなく外部の協力も得ながら、この馬路の景観を荒らすことなく次の世代へ繋いでいきたい**です。



取材時の様子



馬路集落の風景



特産品の「緑米」



共同での草刈り作業

県内工夫事例③

猿飼集落（つるぎ町）

急傾斜地の畑を「体験の場」へ 若者との交流を活力に農業を守る



にしおかだ はるき
協定代表者：西岡田 治豈 氏

ポイント

Before (悩み)

最大斜度40度という過酷な畑での作業に加え、地域の高齢化が進む中、担い手の確保が難しく、地域が衰退してしまうという不安を抱えていた。

Action (工夫点)

現地での暮らしを知ってもらうため、地域内外から多くの人々を受け入れ、伝統的な農法体験やそば米雑炊でおもてなしをした。

After (成果・効果)

若者との交流が刺激となり、前向きな気持ちが生まれた。新たな助け合いが生まれ、地域の文化を後世に伝えるきっかけになったりしている。

Q: 世界農業遺産に認定された急傾斜地で、多様な受入れを行っているそうですね。

この山間部には、最大斜度40度の傾斜地のまま農業を営み、植物資源を循環させる独自の伝統農法が400年以上受け継がれています。2018年に「にし阿波の傾斜地農耕システム」として世界農業遺産に認定されてからは、地域内外の児童・生徒の農業体験や視察等の受入れを行っており、年間多くの人々がこの地を訪れています。

Q: 受け入れの際、どのようなことを大切にされていますか？

来てくれた人たちには、まずはこの環境での農作業を実際に「体験」してもらうことを大切にしています。そして体験後には、特産のそばを使った「そば米雑炊」を振る舞っています。私たちのそば米雑炊は全国的にも高い評価をいただいております、皆さんが喜んで食べて帰ってくれる姿を見るのが嬉しく、それがやりにぎに繋がっています。

Q: 地域外の方々との交流は、集落にどんな変化をもたらしましたか？

若い人たちと関わることで、私たちも良い刺激をもらい、前向きな気持ちになれています。関わってくれた若い人たちが地域での共同作業を手伝ってくれることもあります。こうした受入れや世界農業遺産の認定が地域の活性化につながっていると思います。

Q: 今後の展望についてお聞かせください。

このまま今の現状が続いてくれたら、それが一番嬉しいですね。急傾斜地での農業は一人の力では限界がありますが、地域で協力して活動し、地域外の人たちとも交流することによって助け合いが生まれています。これからも体験を通じた交流や、色々な人たちとの繋がりを大切にしながら、この景色を守っていきたいです。



世界農業遺産の標識



コエグロ



急傾斜地での農作業



学生の農業体験

県内工夫事例④

大久保協定（神山町）

地元高専等との「学校連携」で次世代に美しい景観をつなぐ



とちたに まなぶ
事務局：桴谷 学 氏

ポイント

Before（悩み）

集落に耕作放棄地が増える中、農地を共同管理するために必要な田植え機等の購入資金が必要であった。

Action（工夫点）

体制整備単価（10割）ならびに棚田地域振興活動加算を取るため、地元の神山まるごと高専との連携を計画した。

After（成果・効果）

これまでも若者との交流は集落へ良い影響を与えているため、今後の学校との連携も前向きに取り組もうとしている。

Q：地元の学校との連携を計画された背景ときっかけを教えてください。

集落で少しずつ耕作放棄地が出始め、また、これまで作業を頼んでいたファームサービスの農家さんも辞めてしまいました。そこで農地を集落で共同管理するため、新たに田植え機等を持ちたいと考えたのですが、それには「基礎単価（8割）ではなく「体制整備単価（10割）」にし、さらに「棚田地域振興活動加算」を受けて資金を確保する必要がありました。そこで、**地元の神山まるごと高専等に声をかけ、ネットワーク化活動計画を作成しました。**

Q：学生たちとは、具体的にどのような連携を想定されていますか？

例えば、神山まるごと高専の学生なら、水の管理や獣害対策等で新しいテクノロジーを使ったアイデアを出してくれるかもしれません。無理に引っ張り込むのではなく、**学生にとっての研究や実証のフィールドになればお互いにとって面白いですし、自主的に動いてくれたらと期待しています。**

Q：学校との連携以外にも、集落内で行っている活動はありますか？

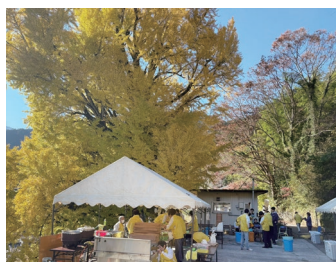
これまで集落では、イチヨウ祭りや花火大会に加え、「川遊び」のイベントを十数年続けています。親子連れが50人ほど集まり、都市部や若い世代と交流する場です。中山間の農業はどうしても草刈りなど大変な作業が多いですが、こうしたイベントで**都市部や若い世代と交流し、関係性を作っています。**そこで仲良くなると、「明日草刈りがあるなら手伝いに行こうか」と、実際の農作業に来てくれることもあるんです。

Q：今後の展望についてお聞かせください。

僕らが10年、20年頑張った後、次の世代へどう引き継ぐかは大きな課題です。だからこそ、外へ出た子どもたちが「退職したら帰ってこようかな」と思えるような集落を作りたいですね。神山のイチヨウの木や川、田んぼの美しい景色は、農業によって守られています。**この美しい景色を、地元の若い世代も巻き込みながら前向きな連携を行い、維持していきたいです。**



取材時の様子



イチヨウ祭り



川遊び



花火大会

活動継続のための点検チェックリスト

あなたの集落は、今後も元気に活動を続けられそうですか？ 以下の項目に一つでも当てはまったら、数年後に活動が行き詰まるサインかもしれません。該当ページを参考に、今のうちに手を打ちましょう！

役員や事務・会計を長年同じ人が担当しており、次に引き受けてくれる人が見つからない。

→ P4「事務の分担や外注」、P5「ネットワーク化した協定の活動例」の事務の一元化へ

高齢化しているにも関わらず、昔と同じやり方で作業しており、体力的に限界だ。

→ P9「スマート農業加算」による自走式草刈機やドローンの導入等、作業の省力化へ

草刈り機等が古い、「いつまで続けられるか」と買い替えをためらっている。

→ P5「ネットワーク化した協定の活動例」による機械の利用共同化や、P13「県内工夫事例①」へ

集落の農家だけで作業し、非農家や学生など外部の協力者が関わっていない。

→ P6「多様な組織等の参画」や、P14-16「県内工夫事例②～④」へ

将来の話をして、「今の代で終わりにしようか」といった不安な声ばかりだ。

→ 集落だけで抱え込まず、早めに P18「市町村窓口」へご相談を！

よくある質問 (Q&A)

Q1 新たに参加するには、
まず何からすればいいの？

A1 まずは農地がある市町村の窓口へご相談を！ 要件を満たせば、集落で「活動内容」や「交付金の使い道」を話し合い、協定を結んで活動をスタートできます。

Q2 交付金は
何に使ってもいいの？

A2 幅広い使い方が可能です。機械購入費、水路修繕費、共同作業の日当など、地域の実情に合わせて活用できます。

Q3 書類作成など
事務作業が不安です…。

A3 市町村がサポートしますのでご安心ください！ また、交付金を使って、外部へ事務を委託して負担を減らすことも可能です。

Q4 活動を途中で休止した場合は
交付金返還になる？

A4 高齢化・病気・災害等の「やむを得ない事由」であれば返還は免除されます。(⇒ P11～12「もしも活動を休止したい場合は」) 無理せず、早めに市町村へご相談ください。

ご相談の流れ

< STEP 1 >

まずは、お住まいの市町村
へご連絡ください！

制度に取り組みたい旨、市町村の窓口へお気軽にご相談ください。

< STEP 2 >

農地の状況を確認します！

あなたの農地が制度の対象になるか、参加要件を市町村の担当者が確認します。

< STEP 3 >

集落で話し合い、活動スタート！

要件を満たせば、集落協定に参加。集落で活動内容や交付金の使い道を話し合い、活動に取り組みます。

手続きの流れとお問い合わせ先

協定の締結と活動の実施

① 協定の締結

集落の現状、目標、役割分担、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等について、集落の話合いと合意により、協定を締結します。

② 協定書の提出(市町村が認定)

作成した協定書を市町村に提出(※)し、市町村長が認定します。

(※) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定書の提出(集落→市町村) 期限: 6 / 30

協定の認定(市町村→集落) 期限: 7 / 31

③ 活動の実施

協定に基づき、活動を実施します。

④ 実施状況の確認(市町村が実施)

市町村が活動の実施状況を確認します。

実施状況の確認(市町村) 期限: 10 / 31

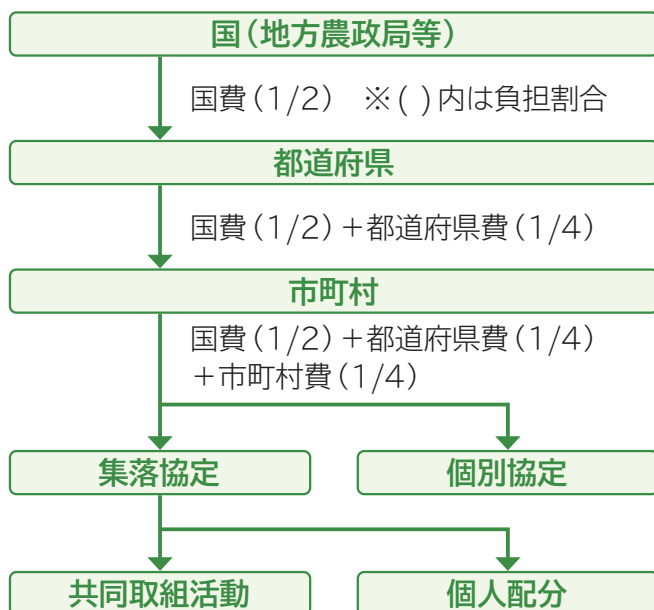
交付金の支払い

交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。



交付金交付の流れ

※交付金は予算の範囲内で交付します。



集落の様々な共同取組活動に充当

※共同利用機械の購入等にも利用できます

個々の協定参加者に配分

※一農業者当たりの受給額の上限は500万円

集落協定における所得超過者(※1)について、集落協定上の基幹的活動において中核的リーダー(※2)としての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能となります。

(個別協定における所得超過者の取扱いも同様)

※1 農業従事者一人当たりの農業所得が徳島市の勤労者一人当たりの平均所得(直近3カ年の「家計調査年報(総務省統計局)」の年平均勤労者所得)を上回る者

※2 集落協定で以下の役割を担うものとして指定された者

- 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ
- 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
- 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

お問い合わせ先 交付金を受けるに当たってのお問い合わせは、お近くの市町村にご連絡ください。連絡先は右の二次元コードから確認ください



本制度は農林水産省のホームページでも詳しい説明がされています。ぜひご確認ください。



【交付金全般に関するお問い合わせはこちら】

徳島県農林水産部 農山漁村振興課中山間地域振興室
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL:088-621-2706 FAX:088-621-2859

E-mail:nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.lg.jp